

令和6年度 【 伊賀市盲人ホーム 】 の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	伊賀市盲人ホーム
所在地	伊賀市上野寺町1184番地の3
構成施設等	
開館日及び開館時間	毎週月曜、火曜、水曜、金曜、土曜 8時30分～17時30分
休館日	毎週木曜、日曜及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
施設所管課	障がい福祉課

2 指定管理者等

団体名称	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
指定期間	令和3年4月～令和8年3月
指定管理料	総額 30,000,000円（令和6年度 6,000,000円）

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	利用者数(人)	稼働率(%)	備考
盲人ホーム利用者	1人	100%	
計			

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計(A)	減免額(B)	差引額(A-B)	うち、未収入額
盲人ホーム利用者	294,300円		294,300円	
計	294,300円		294,300円	

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引(A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計(A)	合計(B)	
6,000,000円	294,300円	3,800円	6,298,100円	6,308,266円	-10,166円

※自主事業に係る経費を除く。

4 評価

(1) 【 施設名 】 の設置目的、評価指標及び達成水準

ア 施設の設置目的

あん摩・マッサージ・指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難なものに対し、施設を利用させるとともに、必要な技術指導を行い、もって盲人の自立更生を図る。

イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
あん摩・マッサージ・指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への施術場所の提供	5日/週	5日/週
達成状況に対するコメント		

評価指標	達成水準	達成状況
あん摩・マッサージ・指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への技術指導の実施	1回/月	月1回～2回
達成状況に対するコメント		

(2) 運營業務に関する市の履行確認及び評価

ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
管理責任者1人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態は〇〇〇〇の運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須） 差別解消法の研修について、各自資料を読み復命を提出という形で実施いただいていたが、次回は理解度を測れるような復命様式にさせていただくなどの工夫をお願いします。		

イ 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設の自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）を計画し、実施すること。		
事業実施にあたって、地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映すること。		
事業実施にあたって、各年齢層や世代間交流を考慮した対象者とする。		
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

ウ 会議室、〇〇室等の利用に供すること。

業務内容	履行確認	市評価
利用料金については、市長の承認を得て定めること。		
施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、必要に応じて、利用料金の減免または徴収の猶予をすること。		
施設設置条例に基づき、適切に使用許可をすること。		
施設設置条例に基づき、必要に応じて使用を制限すること。		
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

エ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須） 施術室の手洗い場下部絨毯に水が落ちてカビが発生しています。カビ取り及び発生防止の対策をしてください。		

オ その他

業務内容	履行確認	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。		B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。		
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	-	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	-	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須） 月次報告書の提出期限は翌月15日までです。期日厳守でお願いします。		

【履行確認】

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。